

1 補助金交付の目的

中央町地区の産業及び経済の活性化を図るため、地区内で創業する者へ家賃の一部を補助し、創業を促進します。

2 補助の対象者（下記のすべてに該当する創業者）

- (1) オフィス等を賃借し、補助対象業種の創業を開始する者
- (2) 3 年以上事業を継続する者
- (3) 創業開始日から 90 日以内に申請書等を提出できる者



＜携帯で閲覧の場合はコチラ＞

3 補助対象業種

建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、金融商品取引業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、サービス業のうち職業紹介・労働者派遣業及びその他の事業サービス業

4 補助金の額

補助金の額は下記のとおりとし、予算の範囲内とします。

- (1) 1 か月当たりの家賃（敷金、共益費等の経費を除く）の 2 分の 1 以内（限度額 10 万円）
- (2) 交付対象者として指定された日が属する月の翌月から 3 年間交付

5 担当部局

総合戦略局 コンパクトシティ・共生型包括ケア推進グループ
電話番号：0836-34-8468